

令和5年度 水素エネルギー出前教室運営業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度 水素エネルギー出前教室運営業務委託

2 開催目的

燃料電池やFCVを活用して、水素をより身近に感じ、かつ正しい知識を得る機会を提供するため、小学生を対象とした水素エネルギー出前教室を開催し、水素エネルギーの理解促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4 事業概要

開催場所	県内の小学校（7校）			
	学校名	住所	クラス数	人数
	静岡市立井宮北小学校	静岡市葵区上伝馬 2-1	3	94
	静岡市立清水船越小学校	静岡市清水区船越 3-15-1	3	90
	沼津市立片浜小学校	沼津市大諏訪 41	2	50
	御殿場市立原里小学校	御殿場市川島田 1902	2	60
	御殿場市立東小学校	御殿場市西田中 310	4	107
	聖隷クリストファー小学校	浜松市北区三方原町 3453	1	23
	加藤学園暁秀初等学校	沼津市大岡自由ヶ丘 1979	2	75
			合計	499
開催時期	令和6年1月下旬～令和6年2月下旬			
開催内容	小学校1校につき、1日ずつ開催する。			
	○実施内容（予定）			
		時間※	場所	実施内容
座学	45分程度	校舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化などの環境に関する説明（県） ・水素エネルギー、水素ステーション、燃料電池自動車等に関する説明、実験（静岡ガス(株)またはサーラエナジー(株)） 	
見学	45分程度	屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車による家電等への外部給電 ・燃料電池自動車の見学、乗車など（静岡県、静岡ガス(株)またはサーラエナジー(株)の車両を使用） 	
※時間は、学校の授業時間に合わせる。				

○学校ごとの実施時間数（予定）	
学校名	実施時間数※
静岡市立井宮北小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
静岡市立清水船越小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
沼津市立片浜小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
御殿場市立原里小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
御殿場市立東小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
聖隷クリストファー小学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ
加藤学園暁秀初等学校	・座学×1コマ ・見学×1コマ

※1コマは、45分または50分。

5 業務委託内容

項 目	数 量	仕 様 等
学校、協力事業者、県との事前調整	7校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、協力事業者、県と開催日当日のスケジュールの調整を行う。 ・学校と相談の上、座学会場、見学会場（雨天の場合を含む）のレイアウト検討を行う。 ・学校と相談の上、必要な備品の借用の調整を行う。 ・その他開催に必要となる事項の調整を行う。
配布資料印刷 （静岡市・沼津市・御殿場市内小学校分）	500部	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供は事前に県から行う。 ・A4版フルカラー、中綴じ（2in1） ・20ページ（静岡ガス㈱：10ページ、県：10ページ）
配布資料印刷（補足資料） （静岡市・沼津市・御殿場市内小学校分）	500部	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供は事前に県から行う。 ・A4版フルカラー、中綴じ（2in1） ・20ページ（天然ガスのヒミツをさぐろう！）
配布資料印刷 （浜松市内小学校分）	30部	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供は事前に県から行う。 ・A4版フルカラー、中綴じ（2in1） ・20ページ（サレアジャー㈱：10ページ、県：10ページ）
ノベルティー製作 （印刷含む）	530枚	<ul style="list-style-type: none"> ・クリアファイル ・素材の提供及び校正は県が行う

アンケート実施	1式	<p>アンケートの配布、回収、集計</p> <p>※アンケート設問は県が用意する。</p> <p>※対象は出前教室に参加いただいた先生とする。</p> <p>※実施方法は、紙、メール、WEB いずれも可。</p>
---------	----	--

6 留意事項

- ①本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て本県に帰属するものとする。
- ②事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ③事業の実施に当たっては、事前に県と十分協議するとともに、事業実施中についても、数回程度（必要に応じて随時）、進捗状況の報告や進め方などについて打合せを行うこと。
- ④事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）第7条の規定による「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に準じた対応をすること。
- ⑤その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。
- ⑥本事業は「令和5年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（経済産業省）」を活用し、実施する。